

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の主な変更点について

1 緊急事態措置の発出及び解除 (P17)

令和 3 年 11 月に国のコロナ分科会提言において示された、都道府県ごとに感染の状況や医療のひっ迫の状況等を評価するためのレベル分類については、「旧レベル分類」とし、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」発出等の判断に当たる考え方として、基本的対処方針への位置付けを継続する。

2 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策 (P19)

オミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株による感染拡大であれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止策を講じるとともに、同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本的な考え方とする。

3 保健医療への負荷が高まった場合の対応 (P27)

オミクロン株に対応し、外来医療の状況等に着目した「新レベル分類」へ見直し、各段階に応じた感染拡大防止措置を講じる。

(1) 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策

新レベル分類のレベル 3 において、地域の実情に応じて、都道府県が「医療ひっ迫防止対策強化宣言」を行い、以下の対策を実施

- ・ 住民に対して、感染拡大の状況や医療の負荷の状況に関する情報発信を強化、より慎重な行動の協力要請・呼びかけ
- ・ 事業者に対して、多数の欠勤者を前提とした業務継続体制の確保に関する協力要請・呼びかけ

(2) 「医療非常事態宣言」に基づく対策

新レベル分類のレベル 3 において、急速な感染拡大が生じている場合や、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策を講じても感染拡大が続き、医療が機能不全の状態になり、社会インフラの維持にも支障が生じる段階（レベル 4）になることを回避するために、都道府県が「医療非常事態宣言」を行い、以下の対策を実施

- ・ 住民及び事業者に対して、人との接触機会の低減について、より強力な要請・呼びかけ